

「託送料金認可決定取消訴訟」控訴審第3期日・記者会見・報告集会記録（文字起こし）

【日時】 2024年3月13日（水） 16時～17時40分

【場所】 エルガーラホール7階多目的ホール（福岡市天神）

- 進 行 お手元の資料を確認いただきます。今日は、資料は少なめになっています。まず、「控訴審第3回期日傍聴資料」が頭書きになっております。それから本日提出しました私たちの主張で第二回提出の意見書を入れました「控訴準備書面4」と、それに関わる証拠として「甲34証」から「甲39証」にある証拠説明書、これは2アップになっています。そして本日馬場弁護士が法廷で意見を述べられました「意見陳述書」、これはカラーですね。以上、本日は3点の資料になっておりますので、もしお手もとに不足などありましたら言っていただきたいと思います。続きまして、弁護団と原告の紹介をさせていただきます。弁護団から、弁護団長小島弁護士、馬場弁護士、篠木弁護士、福島弁護士。それから原告ですが、今日から顔ぶれが新しくなっておりますので、できましたら自己紹介をしていただくとよく分かりますので、お願いします。
- 日 高 共同体の代表理事をしております日高と申します。今日はありがとうございます。よろしく申し上げます。
- 坂 本 ふくおかの理事長をしております坂本です。よろしく申し上げます。
- 小 林 くまもと理事長の小林です。よろしくお願い致します。
- 株 元 同じくくまもとの東地域本部の地域理事長をしております株元と申します。よろしくお願いたします。
- 上川畑 共同体組織委員長の上川畑です。よろしく申し上げます。
- 東 原 グリーンユープ共同体の常務理事の東原です。よろしく申し上げます。
- 進 行 ありがとうございます。それでは代理人から、本日の意見陳述の報告などをお願いしたいというふうに思います。それでは、馬場弁護士のほうからお願いします。
- 馬 場 代理人の馬場のほうからお話しをしていきます。今日、控訴審の第3回期日が行われました。私たちのほうから提出したのが令和6年2月29日付の「控訴準備書面4」です。合わせて「甲34号証」から「甲39号証」を証拠として提出しました。今回の「準備書面4」は、基本的に前回提出した龍谷大学の島堅一教授に書いていただいた意見書を準備書面の形に整えて提出したというものです。そして、その準備書面をパワーポイントに落とし込んで、口頭で説明したのが皆様にお配りしているレジュメです。今回どのような内容の準備書面を提出したか、そして私がどのような意見陳述をしたかについてお話していきます。お手元のレジュメをもとに、これからどのような意見陳述をしたかについて説明していきます。初めにまず日本での電力自由化が行われてきた経緯について説明しました。もともと日本というのは、「発電、送配電、小売」が一本化されておまして、それをまとめて地域の電力会社が電気を供給するという体制がとられていまし

た。そして、日本の電気料金というのは、総括原価方式がとられていまして、いろんな原価が電気料金に入れられて電気料金が定められていました。その後1999年頃からなんですけど、今まで総括原価方式で「発電・送配電・小売」、これが一本化されていたものが、だんだんと電力自由化が進められていきました。その後2013年4月に電力システム改革に関する改革方針というものが閣議決定され、それから先、電力については全面的な自由化、電力自由化が進められるようになった、という歴史的経緯が進められました。電力自由化が進められると基本的に今まで「発電・送配電・小売」が一本化されていたのが、発電事業と送配電事業そして小売事業、これが別々に切り離されるようになっていきました。そして電力自由化に伴って発電事業と小売事業は自由化が進められていくことになりましたので、今までの旧一般電気事業者以外の多数の会社が新規参入するようになって、発電事業と小売事業については自由競争が行われるようになりました。発電事業と小売事業の自由競争がすすめられることになりましたが、送配電事業については自由化は進められておりませんでした。送配電部門、ここの送配電事業については電力自由化を守るために中立公正な立場でなければいけません。例えば送配電事業の費用に発電事業の費用が含まれたり、小売事業の費用が含まれたりすると、発電事業と小売事業の競争の自由化が阻害されてしまいますので、発電事業・小売事業を自由競争とするためには、どうしても送配電事業は中立公正な立場でなければなりません。なので、全面自由化が進められていく一方、送配電事業については他の部門とは切り離されて中立公正な役割が求められるようになりました。送配電事業については、託送料金、送配電事業のみにかかる費用原価としなければならず、送配電事業の原価に発電事業の原価や小売事業の原価を含めてはいけません。あくまで中立公正な立場をとらなければいけないという形になっていきました。そういう建前がとられる中、最初この送配電事業の料金、託送料金のことですが、はじめは原子力事業者の廃炉費用とか賠償負担金のようなものは含まれていなかったんです。けれども2017年9月に算定規則が改正されて、いつの間にか送配電事業と全く関係のない廃炉円滑化負担金とか賠償負担金、こういう発電事業にかかる費用が送配電事業の費用の原価として含まれるようになるというふうになってしまいました。なので、まず私たちはこの自由化の背景や歴史的経緯を説明した上で、送配電部門については中立公正な立場でなければならぬにも関わらず、発電事業の費用が含まれるようになってきたので、これは「自由化の原理原則に反するものなので許されない」という主張をしているのが、スライドのはじめから「14」・「15」までです。次に、少し別の観点なんですけれども、会計学の観点からも、発電事業の費用を送配電部門の費用に含めてはいけないという視点を述べているのが「スライド16」になります。発電事業にかかる費用を送配電部門費用に含めてしまうと、どういうようなことが起きるかということ「スライド16」で説明しているのですが、そういうことをしてしまうと、本来であれば、発電事業者が負担しなければいけないものを送配電部門の費用に含めることができるため、発電事業者は、費用負担を免れるから、どうしてもコスト意識が希薄になる。それに伴って、発電事業

は自由競争になっていますので、費用負担を免れた事業者が非常に競争上有利になってしまうので、電力自由化の構造が歪んでしまうことにもなってしまいます。あとは、原価というのは、事業に必要な費用ですので、そこに送配電事業と全く関係のない賠償負担金、廃炉円滑化負担金を含めることは、会計学の観点からしても非常におかしいということを経済学名譽教授の醍醐教授がおっしゃっていましたので、会計学の観点からも含めてはいけないという主張を「スライド17」で行いました。このように最初に自由化の経緯から送配電部門の中に発電事業にかかる費用を含めてはいけないということを説明していききました。続いて、「スライド19」を見てもらうと、「廃炉円滑化負担金を託送料金に組み込むことは許されないこと」というようなことが表題として掲げられております。それは今までお話ししていた内容の繰り返しになります。「スライド20」では賠償負担金相当金を託送料金に組み込むことは許されないというように話をしております。「スライド20」についても、今まで自由競争の中では関係ない費用を含めてはいけないというお話をしているので、「スライド20」も今までのお話と同じ繰り返しになります。そして、「賠償負担金を託送料金に組み込むことは許されない」件に関しては、廃炉円滑化負担金と異なって、もう少し細かく踏み込んでいます。自由競争の観点から許されないということに加えて、「スライド21」からは「5つの観点」から問題があるというような説明を行っています。何故加えてはいけないかという話なんですけど、1つ目は「汚染者負担原則に反してしまう」ということです。「汚染者負担原則」というのは、汚染をした人が本来責任を負うべきというものなんですけど、今回は東京電力の行為によって多大な被害が出てしまったので、その責任を取るのは東京電力になります。それを国民が負担するというのは、「汚染者負担原則」に反するというのを1つ目の問題点として挙げています。2つ目は政府の説明に誤りがあるということ。「スライド22」で説明しています。今回の賠償負担金の託送料金回収制度についてなんですけど、政府はどのような理屈をつけているかというと、「過去に安価な電気を等しく利用してきたにも関わらず、原子力事業者から契約を切り替えた需要家はその費用を負担せず、引き続き原子力事業者から供給を受ける需要家のみがすべてを負担する、こういう需要家間の格差を解消して公平性を確保するためには、全需要家は等しく受益していた過去分について、すべての需要家が公平に負担することが適当だ」というふうな理屈をたてて、託送料金に組み込むことを正当化しています。しかし、「スライド23」で説明しているように、電力自由化された世界においては、電気料金というのは市場で決定されるものなので、政府が説明するように原子力事業者から契約を切り替えた需要家は負担せず、引き続き原子力事業者から電気の供給を受ける需要家のみがすべてを負担していくというようなことはありません。電気料金は市場で決定されることになります。また託送料金の原価に賠償負担金を組み込むということは、過去にこれまで電気を購入してきた需要家に経費を負担させるのではなくて、現在の需要家そして将来の需要家に賠償費用の負担を課すものになってしまうので、政府の理屈に従うと、福島原発事故の時点でまだ生まれていなかった人たちからも費用を回収す

ることになるので、政府の理屈は破綻している、政府の理屈は誤っているという指摘をここでしております。続いて3つ目の問題点について述べているのが「スライド24」です。福島の事故によって被害を被っている方がいらっしゃいますので、どうしても費用が足りないというのであれば、国民負担とするという考え方も確かにあると思います。けれども、国民負担にする場合であっても直ちに国民負担にするんじゃなくて、まず東京電力の持っているすべての資産を売却したり、法的整理をしたり、東京電力とか株主とか、そういうような直接の当事者に賠償費用とかの負担をさせるべき、そういうようなことが大前提になるはずなんです。また、国民に費用を負担させるのであれば、やはり民主的コントロールに置かないといけないので、電気料金とか託送料金とかではなくて、租税とか税金とか、そういうような形で負担させなければいけない。これが通常な考え方なんですけれども、今回の賠償負担金とか、そういうようなものは国会の議決を経てないし、きちんとした情報も私たちに開示されていないので、そういうような決議の方法、決定に至る経緯についても大きな問題があるということも「スライド24」で述べました。4つ目の問題点を述べているのが「スライド25」です。もともと賠償負担金を託送料金の原価に算入するに際しては、政府はどのような説明をしていたかという、月額18円程度の託送料金の引き上げになります。ただそれに見合う形での合理化を電力会社は講ずることによって、総じて負担の総額が増えないような形にしますという説明をしていたんですけども、今までこういうような費用総額、負担が増えないような措置を講ずるとか、政府がこういうような観点に配慮したというようなことはなく、今までの政府の説明も全く無視されてしまっているという問題点を指摘しています。5つ目の問題が「スライド26」に書いてあるものになります。結局政府は、今回賠償費用を託送料金によって回収する仕組みについて、今まで本来であったら賠償金の備えを確保していなければいけなかったんですけども、それを確保していなかったから、今確保していなかった賠償負担金の備えを皆様から徴収しています。そういう理屈を掲げています。だけど、この確保されていなかった賠償負担金、これは一般負担金のことなんですけど、これは全て福島原発事故の賠償資金に充てられています。原発というのはいつ事故が起こってもおかしくないの、政府の説明に従うのであれば、将来事故が起きたときの賠償の備えを確保していなければいけないはずなんです。だけど、政府はそういうような確保は全くしておらず、検討もしておらず、集めたお金をすべて福島の賠償費用に充てているということになるので、説明とやっていることが食い違っているんですね。なので、政府は確保されていなかった賠償の備え、という理屈を持ち出して回収しようとしているのですけれども、これはあくまでも形式的なものなので、賠償費用を集めるためにこの託送制度を利用したということが明らかになっているので、明らかに政府の理屈はおかしいという問題点を指摘しているのが5つ目になります。「スライド27」については今までの繰り返しになりますけども、廃炉円滑化負担金とか賠償負担金、そういうようなものを託送料金に含めることは電力自由化の理念に反して市場を歪めてしまう。また賠償費用を消費者、電力需要家に負担させるということは汚染者負担原則に反す

るし、託送料金の原価に組み込むということは論理的にも理屈的にも現実的にも誤っているものであって、民主的コントロールの及ばない非常に不適切な方法である。そして「スライド28」で、託送料金の原価に送配電事業と全く関係のない費用を組み込むことは許されない。そして経済産業大臣がこういう制度を作ってさらに託送料金の原価とする料金申請、これを認可することについては、経済産業大臣の権限を大きく逸脱するものであるので、違法な認可だから、直ちに取り消されなければいけません、というような形で最後まで、裁判所の方にこの認可は間違っている、直ちに取り消しをしてくださいというような主張をしたのが、今回の意見陳述です。なかなか難しい内容なのですが、今日私がお話しした内容を踏まえて、この意見陳述のスライドと準備書面を読んでもいただければと思っています。私からの説明は以上です。

進 行 ありがとうございます。続きまして弁護士の皆様から一言ずついただけますか。では小島弁護士から。

小 島 弁護団長の小島です。今日は前回出しました大島教授の意見書を準備書面で説明してその内容を法廷で説明するというのがメインでございました。今、馬場弁護士のほうから説明いただいた内容が大体大島教授の意見という形になります。基本的には、電力自由化という主旨に反するということと、あとは「汚染者負担原則」に反して、もともと汚染した人の責任がとられていないということと、責任を国民がかぶるとしても、世代的に利益を受けた人ではなくて、後の世代、しかも別の地域の人々が払うというところがうまく説明できていないでしょうという話ですね。それから会計の観点からも原価という考え方にも反してくるんだというところあたりを説明させていただいたという形になります。これを踏まえてもう一方で、今、会計学の観点からの意見書を準備しています。「原価とは何か」「何故原価ということで争うか」というと、電気事業法に「適正な原価に利益を乗せたものを送配電の料金として取ることができる」と書かれているんですね。だから、原価とは何か、原価に含まれるものは何か。通常考えると送配電事業のために使っていない費用が原価に入るということは、素人で考えても入らないと思うんですけど、それを会計学の先生方の分析できちんと書いていただくということですね。ですから我々も一審の段階で申し上げたように、誰が見ても原価に入らないのが明らかだから、それを無理やり入れるようなことをやってもそれは違法なのは明らかじゃないかと何度も言っても裁判で負けてしまったという驚きの結果になったのですが、万全にも万全を期して、今度は会計学の先生にだめだよと、そんなの入らないよということを明確に言ってもらおうという意見書を3月末までに出すということでやっています。今、大体ほぼ出来上がりつつあって、それに参考文献などを付けていきますので、そういうのを全部調整して3月末までには出します。それを踏まえた準備書面を5月連休明けに出します。そういうテンポでこちらのほうの主張・立証の基本は終わるのかなというふうに思います。前にも申し上げましたが、この訴訟はそもそも電気事業法に書いてないことを勝手に負担金として課すということは違法でしょと、経済産業省令でやることは違法でしょということだけで、そこだけで勝てるというふうに基本的には思ってい

たんですが、なんと福岡地裁が、公益のために必要なものは加えてもいいのだよという、法律上の何の根拠もない考え方を出して認めてしまったのです。いやいや公益のためにも全くなならないし、いろいろな考え方から言ってもおかしいよということを、学者の先生方にも意見書を書いていただいて出すということをやっているプロセスです。3人、最初に八田先生の意見書を出して、続いて大島先生の意見書を出して、今度は会計学の専門家の先生からの意見書を出していくということで一応完結するという流れになっています。だから、次の6月5日の期日の時に会計学の先生の意見書の内容を説明して、これでこちらの意見書陳述は一通り終わるといふ形でございます。

篠木 弁護士の篠木です、お疲れ様です。今からの流れは少し理解されたと思うんですけど、もともと託送料金の原価とはおよそ言えない発電部門の費用が何故か含まれている。だから、問題の省令はおかしいという主張をしてきたわけですけど、今度は実は団長がおっしゃったように、会計学の専門家の方の意見書では、そもそも原価というのは何なのかということにも言及され、「そもそも論」から議論をされていました。つまり、裁判所は原価というものの概念というのをよく知らなかったから、あのような判決になった可能性があるわけですね。だから、「そもそも論」から「原価とはいったい何なのか」を説明して、原価というものにはいくつかの要素があるが、損害賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、いずれもその要素には当てはまらないという論証を今度しようと思っているわけです。そこで裁判所がなるほど、確かに原価とは言えないと判断してくれることを、今、めざしているところです。ここまで来るとほぼ私たちの主張が終わりになって、次は、本日国側が裁判所で述べていたように、今まで私たちがいくつも証拠や準備書面を出していたのに対して、それをまとめて反論するということになります。だから、割りと終局段階に近づきつつあります。ただし、いろんな学者の方に意見を述べてもらっているんで、それをさらに詳しく法廷で説明してもらおうという、つまり証人尋問をするかどうかについて、さらに私たちは検討する必要があることになると思います。私のほうからは以上です。

福島 弁護士の福島です。もう、何名かの先生がお話ししていますけれど、今回の馬場先生の説明ってすごく分かりやすく、聞きながら思ったのは、この裁判というか、この問題の中の答えとして、負担金は小売電気事業者が払わなければならないという答えは設定されているんですけども、それに対する問いというものは何だということを考えるときに、その各負担金とかは誰が払うべきなのかというのをそもそも考えると、今日の馬場先生の話の中にありました汚染者負担原則というところがありましたけれど、法律の中でもそのように汚した人が払うべきだ、汚染した人が払うべきだという法理論の中でもある時に、その問いに対する答えというのが何故そこで変わっちゃうのかというところについては、極めて今日よく、整理がついていない、それを捻じ曲げようとする整理がつかない、それを曲げるのだったら曲げるで、ちゃんと国会の審議を通して議論すべきであるというところが分かりやすく出たかなと思います。なので今後ほぼ終局ですけども、そこがよりはっきりと今まで法理論の中で委任の範囲という話がありましたけ

れど、問いに対する答えとしてそれが適切なのかということはしっかり審議されていくべきかなというのを改めて思った次第です。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは、質疑応答という形に入りたいのですが、記者の方がお一人来られています、質疑があれば挙手をしていただいております。ないようですので、参加された皆さんに一言ずつ、質疑応答も含めまして、感想などを述べていただきたいと思います。それでは理事会メンバーの方から一言ずつお願いします。

上川畑 お疲れ様でした。今回裁判の対象になっている電気って私たち消費者にとってみれば商品だと思うんですね。いろんなメーカーさん、いろんな企業さんがいろんな商品、食べ物にしても、洋服にしても、車にしても、作っていらっしゃると思うんですけど、そういった商品に対して製造者責任法ってありますよね。もし作ったものに大きな瑕疵が認められた場合にはそれは作った側の責任を取りなさいというPL法があると思うんですね。私たちはこれが守られるということで、ある意味、今の国のこととか信用して日々消費生活を行っているのですけれども、それが何故、目に見えない商品である電気になれば、そこが適用されないのかなという極々シンプルな疑問なんですけれども、それをどうして国の頭のいいはずの方々が分かってくださらないのかと。弁護士の先生方、これだけ言葉を尽くしてそこを訴えてくださっているのに、何故そういうシンプルなことが伝わらないのかなという疑問を持ちます。でも、やはりそこはもう消費者の権利としてこれからも皆さんと一緒に訴え続けていけたらいいなというふうに毎回思います。以上です。

株 元 私は、裁判の傍聴に参加するのも、この報告集会に参加するのも初めてです。私は地域理事長という立場で他の組合員の皆さんにこのことを伝えていくときに、なかなか私の中でもまだ理解ができていないなというところがありました。今回参加してとつても分かりやすかったです。すごく分かりやすかったですし、本当におかしいことなんだなということがよく分かりました。この裁判の検討が始まった最初の頃に話を聞いたとき、あの頃は東日本大震災が起きてそれほど時間が経っていなかったときなので、原発事故で大変な目に遭っていらっしゃる方々の助けになるのならば、何かその負担は国民はしなければいけないんじゃないかなと思ったとことを覚えています。正直、最初にその話を聞いたときは、これに反対したら私たちは困っている方々を助けないというふうになるのかなと最初思ったので、そのことを質問したことを覚えています。そうしたときに多分、東原さんだったと思いますが、いえそういうのはね、ちゃんと国会で法律で決めて税金として皆が平等に払えばそれでいいんですよって言われたときにああそうなんだ、それが違うんだと思って、今回もどうしても裁判が長引いてきてなかなかそのことを忘れていた自分もいたりして、この前3月11日、やっぱりその日になると震災に関する報道もまた大きくなって、このことを思い出して、大変な目に遭っていらっしゃる方々がまだまだいるんだなと思ったことは、忘れずにちゃんと寄り添うところは寄り添うけれども、こういうお金の支払い方はおかしいんだ、ちゃんと税金とかできちんと被災者の方たちにいくような仕組みを作ってからだ

ったら、私たちは喜んで何の疑いもなく払いますと思えるし、そのことを組合員の皆さんに伝えていきたいなと思います。今回参加して、私の中ですっきりして、何を伝えていったらいいか、この託送料金の裁判で何がおかしいと言って争っているかということがすごく分かったので、本当に今日参加してよかったなと思っています。質問ではなく感想になりましたが、以上です。

小林 皆様、お疲れ様です。私も今回この託送料金訴訟で初めて裁判所に向かいましたし、初めてこのような場に参加させていただいております。今日、ご説明を法廷でも、そして今も再度詳しくお話を聞かせていただきました。私は一主婦で一母親でありますので、ふと思ったのが、多分日常生活を想像していただきたいのですが、もし子どもが何か汚すことがあったら、そこを自分で拭かせたりとか、そういうことをすると思うんですね。ちゃんと自分が汚したものを、それについてはちゃんと自分でお片付けをするんだよということを伝えて育てているつもりです。それなのに、どうしてこの負担金に関してはそこが通じないんだろうかというのが、素朴な一人の人間として感じました。汚した人がちゃんとしていくということはとても大事なことはないのか、基本的な事ではないかなと強く思いました。この5つの問題点という中でおっしゃった未来の需要者の方が負担していくことになるという言葉聞いたときに、10年ほど前に熊本でありました「さよなら原発集会」である小学生くらいの男の子が登壇したんですね。原発の話になってしまいますけど、「僕たちに負の遺産を残さないでください」という言葉を言いました。私、それが今でも忘れられません。今回のこともそこに通じていることのような気がしています。このように私たち消費者にとって電気は欠かせないものですし、とても大事にしているものと思います。でもこの問題について、もっと多くの生活者の方たちが関心を持っていただけるように、私たちは声を上げ続けていかなければならないなと思いました。本日新聞社の方が入っていらっしゃるということで、ぜひお力を貸していただけたらうれしいなと思います。以上です。

坂本 私は何回か法廷に入らせていただいています。今日の傍聴は今までの中で私の中では一番分かりやすかったなと。控訴準備書面を読んでもああなるほどと思いつながらだったうえに、このパワポがすごく、ああなるほどとさらに深く分かったので、今までの中では本当に一番分かりやすかったです。控訴審が始まったときの第1回目が人がとても少なく、私はその日参加していたんですけど、こんなに皆の興味が、関心が薄れてきてしまったのか、この裁判は、と思ったんですけど、そのことをきちんと共同体の理事会とかでも多くの方に言ったおかげもあるんでしょうけど、2回目はとても多かったと聞いています。その日は参加できなかったんですけど。今回3回目もそこそこにたくさんの方に参加いただけたかなと。今日は報告集会の会場が違うので、今はちょっと減っていますが、傍聴としてはとても多かったので、やっぱり伝えることで、関心を持ってくれる、そうすることでこうやって参加してくれるということにつながっていくことがとても有難いなと思っています。福岡でも警固公園とかで3月11日に「さよなら原発の集会」がありました。そこでも署名の用紙を、公正な裁判をお願い

しますという署名を今取り組んでいますけど、その署名の用紙を持って参加したところ、参加されていた方が自分の周りの人に配りたいからその署名用紙を何枚かくださいというふうに受け取って持って帰ってくださっている、集めてまた届けてくださるという話を聞いています。そういうふうに動けば、誰かの目につけば、それが広がっていくというのをすごく感じていますので、また今日の裁判があったことも伝えていきたいですし、この次6月5日のこともですね、ぜひ多くの方に伝えていきたいなと思っています。そう言いながら6月5日がふくおかが通常総代会を行う日になっているので、ちょっとふくおかからのメンバーが参加できないのがとても残念なんです。間に合わないだろうなと思って。だから、それ以外のメンバーが行けるように頑張って伝えていきたいと思います。以上です。

日 高 皆さん今日はお疲れ様でした。今日はたくさんの方に傍聴いただき、またこの報告集会にたくさん来ていただいて、本当にありがたいなと思います。そして弁護団の皆さん、時間をかけて準備をしていただき今日に備えていただき、この集会でも丁寧に説明していただけたことにとっても感謝いたします。そして私たちは傍聴していて、本当に熱い視線を送るということをずっと心掛けてというか、裁判所に駆けつけて傍聴して、法廷に皆で熱い視線を送って訴えていくというところが一番の力になるのではないかなというのをこれからも信じてやっていきたいなと思っています。私は、前回の控訴審から今日の傍聴で2回目となります。今回は新しく会計学というところの視点でのおかしさというところを言っていて、ああなるほどと思ったところがたくさんありました。法廷でも分かりやすく説明していただいて、この場でも重ねて報告いただいたことが分かりやすく腑に落ちたというところがあります。グリーンコープとしてこの託送料金の問題についておかしいということに気づいてからも、だいぶ時間が経つんですけども、あらためていろんなところからの切り口、今日は会計学という切り口からでした。あとは司法のおかしさということについて、公平に判断をしていただけてないというところで、先ほど坂本理事長も言われましたけれど、「公平な判決をお願いします」という署名活動をしているところです。3月中はこのことを訴えて、たくさんの方に呼び掛けていきたいなと思っています。この裁判に関わるようになってからいろいろ気づいたことというか、今回も新たにたくさんありました。司法のおかしさとか、もともとのこの託送料金の仕組みについてのおかしさというところも気づかせていただきました。本当にいろんな気づきが回を重ねるたびにあってということを実感しております。ちょっと難しいなと思っていたこともたくさんありましたけれど、こうして紐解いていただいてありがたいなと思っています。これからも傍聴して法廷に熱い視線を皆さんと一緒に送り続けながら、ずっとずっと見守るといって、みんなで頑張っていきたいなと思いました。またたくさんの方に呼び掛けたいなと思います。今日はありがとうございました。

進 行 それでは会場の方に意見感想などいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

参加者A おおさかから来ました。控訴審では今回第3回期日まで3回とも傍聴させていただいて、それまで託送料金訴訟をグリーンコープがなんでやっているのかなと漠然と理事会なんかで聞いていたんですけれど、この3回参加させていただくことでだいぶ理解が深まって、さらに理解が深まりました。最近署名を、先ほど見せていただいた用紙がありましたが、おおさかでお祭りをしたときに署名運動といってポスターも作って、お祭りに来られた方に署名をしていただくようなことをしたのですが、組合員の方にお一人お一人熱心な方だからこそ、やはり私たちも使っていた電気なんだし、福島で困っていらっしゃる方もいるのに、私は出さないというのが、出したいくないみたいに聞こえて、ちょっと嫌なのよみたいなご意見をいただきました。以前の私だと何にも説明しようがないというか、「そうですね」というような応答をしていたと思うんですけれど、この3回傍聴して意見陳述を聞かせていただいたおかげで、「いやただ出したいくないと言っているのではなくて、託送料金という送電のための費用のように見せかけて、打ち出の小づち」のように分からない中で取られていっているというのが公にしないで取られて行っているような形が不自然だし、そのことがクリアになって、税金とかいう形なんかで支払っていくのであれば、私たちも協力、分かりやすくできるんじゃないのかな」というようなお話をしたら少し納得していただけたんです。まだそんなに上手に説明はできていないんですけど、そういう形で少しずつ私たちも伝えていけたらなと思っています。後はこの問題だけじゃないんですけど、この問題をきっかけに原発の無い社会に向かっていくための一つのこととか裁判なのかなと思っています。以上になります。ありがとうございます。

参加者B ひょうごから来ました。今日初めて傍聴させていただいたんですけど、とてもシンプルで分かりやすかったです。いつも参加した方に持ち帰ってもらって情報を聞くという立場だったので、それでも多少は説明を受けていたので、分かっていたんですけど。実際に参加して自分に落とし込むってこういうことなんだなと、今日本当に、私、帰ってちゃんと説明できると思いました。近所の人とかにも、組合員じゃない方にも、「こんなこと知ってる？」と話したことがあるんですけど、説明がうまくなくて分かりにくかったところを、でもそれでも「えっ？そんなの、あるの？」と全然知らなかったというふうに目を丸くされていたんですけど、そのときよりももっとうまく説明できると思うので、今日から組合員だけじゃなくて、もちろん委員会に持ち帰ったり、理事会に持ち帰ってひょうごでもしっかり話をしたいと思います。組合員じゃない方でも皆に関係していることなので電気が。できるだけ自分が伝えられる人に伝えていこうと思いました。ありがとうございました。

参加者C かごしまから来ました。今日初めて私も参加させていただきました。この前、かごしまでも「3. 11」の原発集会があつて、その中で皆さんが先ほどから言われている託送料金の公正な裁判を求める署名活動をしたんですけども、そこに集まっている方々は本当に脱原発の活動を熱心にやられている方々のはずなんですけれども、まずは「託送料金ってご存じですか？」というところから話を始めても、私が署名をお願いした方はみんな「知らない」と。まずそこからの説明と

いう感じだったので、私たちはこのグリーンコープにいるからこういうことが分かっているけれども、そういう脱原発運動をしている人たちでもまだまだ全然知られていないんだなというのを実感しました。だから、グリーンコープの中もちろんですけど、それ以外のところにももっともっと知らせていかないといけないなと思いました。その中でも活動をしているような方々というのが一番関心があると思いますので、そういうところから働きかけていけたらなあと思いました。ありがとうございました。

参加者D 今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。ひろしまから参加させていただいています。私も裁判自体初めて傍聴させていただきました。こういう場はほかでも聞いたことがあって、分かりやすく説明してくださる場なので、すごく楽しみに来て、本当に今日は傍聴しているときから分かりやすく、話に付いて行けるなと思いながら参加している実感をもって参加させてもらいました。本当に言われている通り、何故これがおかしいと思わないのかなということばかりで、その中でずっといろんな手を尽くして伝えて、おかしいことを言い続けている姿が本当にすごいなと思いました。今度はまた会計学の方のご意見とかももっと詳しく出していくのだったら、次回の裁判もぜひ聞いて、みんなに「おかしいと思うよね」というところを私も伝えていけるようにできたらなと思いました。本日は本当にありがとうございました。

参加者E 北九州市から参加させていただきました。通常はグリーンコープの活動組合員さんをサポートさせていただいています組合員事務局をしています。ずっと話は活動組合員の方から聞いていて、なかなか現場に行くということができなかったんですけども、前回の2回目のところからたくさんの人に来てねという呼びかけがあったので、私たちもぜひみんなで行こうということで参加をさせてもらいました。やはり現場に行くと本当に皆さんのおっしゃるとおり、直接肌で感じられて、それが自分のこと、本当のことなんですけど、それがダイレクトに入ってくるので、それを感じるのが大事だなと思って、今日3回目は仕事を休んでですね、娘も連れてきました。ちょっとでも若者が傍聴する席にいると裁判官の方か、若者も関心あるんだよというのをアピールできるかなと思って。代表が言われたみたいに、熱い視線を送れたらなと思って連れてまいりました。今日は午前中にもいろんな学習会があっていたので、活動組合員さんのほうも参加できないということだったので、私だけでも参加して、持ち帰って皆にちょっとでも伝えられたらいいなと思って来ました。なかなかこういう機会が無いので、前回もそうなんですけど、被告のほうの国側が何も言わないという、この被告の席が不思議でならなくて、裁判というのかどういものか分からないんですけど、せっかくなたくさんの方が集まって来るのに、何かを言うとちょっとマイナスになるからきつと言わないんだらうというのがきっとあるんでしょうけれど、これだけたくさんの方を準備してきて向かってきてくださっているの、国側もそういう姿勢をとるか、ちょっとでも前に進めるような発言があるとすごくいいのになと思いながら聞いておりました。本当にいつもありがとうございます。これからもどうぞよろしくをお願いします。

参加者F どういう内容かもちゃんと理解できていなくて、ただ母に連れて来られただけだったんですけど、本当に裁判ってすごく分かりやすく、目を通しながらちゃんと理解出来て、こういうことが起こっているというのをしっかり知れたのでよかったです。機会があれば、周りにちょっとでも伝えられたらなと思います。ありがとうございました。

参加者G お疲れ様でした。私は長崎から参加しました。裁判の傍聴も初めてですし、この託送料金裁判にも初めて参加しています。今までもらっていた資料は何行か読んで、また戻って何行か読んで、ちょっと眠くなって、を繰り返している状況でした。今日読ませていただいて、今日の資料は皆さんがおっしゃっているように、分かって落とし込んでいるわけではないんですけど、何となく聞きやすい資料だなというふうに思いました。そしてああいう形でこちらのほうが意見陳述して、向こう（被告）の方は何もおっしゃらないで、ああ終わるんだというのも肌で感じました。私たちも今度祭りがあるので、そのときにそういう質問があるということは、関心を持っている人がいるということで、すごいと思います。私も質問が出たらもう少し、先ほどお話をされたことを私も同じことを言おうと思ったんですが、そういうふうに伝えていけたらなと。今日私は妹のところに泊まるのですが、妹に話したら、妹と中学生の息子が、私たちも行ってみたいと言って、ただ見に来るだけじゃだめよと手元にある資料を郵便で送って、読んでおいてねと言って、それで来てくれました。なので中学生も聞いてくれて学んだと思います。

参加者H くまもと東地域で環境活動委員をしています。事務局でも地域理事でもない私という気持ちで、今日は傍聴と報告集会にも来ました。今までの1回目と2回目はZoomで報告集会だけ参加させてもらいました。毎回、最初の裁判のときも先ほどの先生がおっしゃっていましたが、これだけ資料がそろっているのに何で勝てないのって言うのがもう本当に私の中では素朴な疑問でした。それだけ政府や国がからんだ深い闇を感じざるをえないという思いでした。おしどりマコさんの原発学習会に出たときも、「ここは息を止めて通ってください」、言われた畑に向かうときに農家の方に言われたのだとか。「今どきなんて理不尽な」っていう思いしか、そのときもありませんでした。今回は本当にその福知山線の事故に例えて、これだけ分かりやすい、かつ負ける要素の無い資料が揃っていて、今度もし負けるとしたら、国はどんな反論をして私たちを負かすんだろうと。それは前回も私は思っていましたけど、今回は本当に強く思いました。なので、今日この場にいられたことはとてもよかったなと思いました。どうもありがとうございます。

参加者I 福岡市で九電前で「きんしゃい 金曜・脱原発」という運動をやっています。グリーンコープの組合員で電気を購入しているので、新しい2月の通信に今日のエルガーラでの報告集会の案内があったので参加しました。前は裁判所まで行ったんですけど、ここの方が便利で参加させてもらいました。そもそも原発が手に負えないものだというのが分かっているのに、やめればいいのに、まだ継続して、しかもまたあらたに作るという政府は間違っていると思うんですけども、原発由来の電気を使っていない私たちにまで、託送料金の中に廃炉円滑化負担金とか

そういうのを上乗せしてくることに對して、毎回九電前で抗議をしております。弁護士の先生の今のきちんとした理路整然の資料を提出しても国は、国が決めた公益の…という形で、実はこの電気会社の利益を擁護しているとしか考えられないんですね。だから、ぜひ私たちに理不尽な云われの無いそういう原発由来の料金を払わなくていいように勝利してもらいたいと思いますし、これを見ればすっきりしてるのに、やっぱり司法も経産省が決めた、国会では審議をされていない、そして政府はこの頃よくやる閣議決定なるもので、ずんずん決めていくやり方を、本当に私たちは止めさせたいと思っているようなことをこの裁判では着実にそれを押し返す動きをしてもらっているので頼もしく思っていますし、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

参加者J くまもとから来ました。1年前の私は託送料金というのを全く引っ掛かっていませんでした。それで前回の報告会のことを聞きまして、託送料金という言葉というかな、そういうのがあるんだという感じで初めて聞いて勉強したというか、自分のものにしなきゃなと思って考えました。その考えたときに先ほども言われましたけれど、福島の方たちの方のそういうような助けにもなっている話、そういうようなものもあるのかと聞いて、それについて私が意見するのは冷たいのかなと、そういう考えはいけないんじゃないかなと思う私はだめなのかなという思いもありました。今日、話をいろいろ聞いて、やっぱりそれとこれとは違うんだというのが分かりました。何でも公助、皆で助けあうということは大事なんだけど、そこは一線ちゃんと引かなきゃいけないところもあるんだなと思いました。ここに来たからこのようなお話を聞いて、自分の中にもそういう考えを持つことができますけど、普通の組合員さんたちはチラシだけでしか目にすることがない言葉なので、やはりそこをもっとたくさんの方たちに知っていただきたい、伝えたいと思うのと同時に、そういうことをするのって私たちなのかなと思ったので、私ももっと勉強してかみ砕いて理解して行って、もっと分かりやすい言葉で地区の方たちとかにお話していかなくちゃいけないんだなと思いました。以上です。

参加者K 私は一組合員で、なんの理事もしていないし組織にも一切関与しておらず全く人的な関心があり参加しました。今まで母の介護があったので、ようやくちょっとそれが離れたので、前回と今回来ることができました。しかも地下鉄に乗り間違えて、10分遅刻してしまいましたけど。2011年に原発事故があったときにそれまでも原発に大きく反対していたんですけど、私は何と甘かったんだろうかと。こんな事故を起こしてしまったことに対する責任を日本国民の1億分の一として痛いほど感じていて、脱原発運動には関わるようになっていたんですけど、その後こちらに引っ越してきてからは母の介護とかあったので遠ざかっていて、こういうのもZoomで拝見してただけで、裁判に来れるようになって実際に聞かせていただくと、頭にしみ込み具合がZoomよりもずっと入るので、とてもよかったです。2011年の事故が起きたときは、私は単純に総括原価方式が完全に廃止され、送配電が完全に分離されれば原発というのは収益性が全く無いわけだから無くなるんだろうと単純に考えていたんですけど、物事はそう簡単には運ばなくて、いろいろな方策がとられて、結局送配電を分離しても、総

括原価方式が多少見直されても、むしろ原発立国のほうに舵をきっていくということになってしまって、本当に勉強が足りないなど、もっと深く知っていかなきゃいけないなど。そしてレベニューキャップ方式についてもちょっとあまり理解していなくて、総括原価方式の利点とマイナスとどこがどうなのかもちょっと整理しきれていないので、そういうのもこれから勉強していかなきゃいけないと思うんですけれど、結局経済産業大臣が一存でやったかのような形をとっていますけれど、もちろんそんなことは無いわけで、現岸田政権とその他、多分その前からこの方式は決めていたんだろうと思うんですね。こういうふうにしましょう、じゃないと廃炉資金なんてどこからも捻出できないわけじゃないですか。2012年ごろには確か廃炉に20億円くらいかかると言っていましたけれど、その2、3年後には倍以上になっていましたよね。去年もまた発表していて、それはもうあほらしくてその数字も忘れちゃったけど、50兆円かけてもそれは収まるわけではないというふうに私は思っています。そして、それを国民に説明する勇気もないし、納得させる努力をする気もないで、天井登りに登って、いつ終わるか、いつ完全に廃炉できるか、そもそもそんな技術を持っている国というのは、原子力大国のフランスでもないということを説明する気も全くないからこういう形を取ったんだというふうに初めから思っていました。でもこんな汚いやり方に対してはもう正論で反駁していくしか闘う方法はないわけですよ。一つひとつ正論で、こうやって崩して行って、「ちゃんと説明しなさいよ、あなたたち」と。何故こんなことになったのか、何故こんなに費用がかさむのか、いつ終わるのか、何故見込みがないのかというのを本当は説明させないと、原発というのは終わらないんです。その小さな闘いがこんなに大変なんだと。一つひとつの弁論を聞きながら、頭が下がるし、すばらしい内容だと思います。皆さん本当に頑張らしましょう。

東 原 13年前の今日を挟んで何日間かの間、亡くなった吉田所長を始め東電の福島第一原発に働く職員の多くの方が自分の命を失うことも前提として、全力でこれ以上事故が暴発しないようにというところで頑張ってくれました。従って、東京から東日本全部が住めないようになりかねなかった事故がそこまでならなかったということであると思っています。その意味では、今日馬場さんが陳述されたように東京電力は一旦解体整理されるべきであったと思う自分ですが、当時本当に全力を尽くしてくれた人たちに尊敬と敬意の念を失わないでいます。そのことが、株元さんが何年か前の学習会でも問われ、大阪の原発集会で出会った方がそういう意見も言われ、そして実は提訴に向かう学習会の中でどの会場でも、おかしい、不当だということが分かった。だけど私はこの制度ができれば自分を出したいと、自分が出さなければ、お金が準備されないのだから、福島のパフォーマンスが滞るではないか、そうは自分ではしたくないからというふうに言われる方もたくさんおられました。そういうのを皆で討議して、提訴に向かうことになったわけですが、是非です、各単協に戻られて、理事会なんかで資料をもらえる方は2019年度のグリーンコープ共同体総会でこの託送料金訴訟に向かおうという議決をした資料の、長いんですけど、一番最後の2ページ、「最後に」というところを見られてください。当時の理事会の皆が今言ったような感想とか意見も踏まえて自分たち

はどう考えるかということを中心に全力で討議してまとめられた文になっています。私たちだけがこれを払いたくないと言っているのではないということを中心に、何を私たちは問うていくのかをまとめられました。その意味では、本当に元々東京電力の責任であるものを大手原発事業者も協力をする、けどそれは協力の範囲なので、返すとまでは明言できないけれど、ある一定の賠償の規模が見えてきたら返す方向でというのも考えていますと言って2011年に今の仕組みを法律として作った推進者の一人が、今「5人衆」ということで裏金問題で騒がれているお一人の西村さんでした。東京電力の責任である、大手電力会社は協力をする、そして大手電力の利用者にその負担を持っていくかいかないかはその会社の判断であるということで、北陸電力と中国電力は会社の費用にして、北陸電力と中国電力の利用者にはその負担を求めませんでした。そうであった仕組みを2017年にあたかも国民負担が前提であるというふうな、やっぱり捻じ曲げを経済産業省の役人の人たちが考えたのがこれだと思っています。だから、皆して何とかしたいと思っているその気持ちを悪用している、そのようなやり方を問うていくということが大事なんだろうと思います。その意味ではグリーンコープがここ数年カーボンニュートラルをどう進めるか、その財源をどう出すか、そのことを誰が決めていくのか、ということで呻吟もし、検討をすすめ、今回の臨時総会まで行きついたプロセスの通り、自分たちに関わる大事なことを誰がどのように決めていくのかということを中心に問うている裁判なので、外に問い、内に問いということで私たちは歩いていくといいんじゃないかなというふうに強く思っています。今日の意見陳述と準備書面でそういうことがものすごく意識化される機会になって本当に良かったと思います。以上です。

進 行 ありがとうございます。それでは重ねて弁護団の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

小 島 一つだけ。先ほどそちらの方が言われたように、電力自由化ということを進めると基本的には発電のコストは発電事業者が全部負担するということになるんですね。そうすると原子力発電というのは、二つの大きなコストがあるわけなんです。一つは事故のリスク。これをおそらくコスト化するというのは八田先生が言うように、保険料という形にすると、保険料負担だけでべらぼうに高いものになってくる。それで原子力発電は事実上営業が非常に難しくなる。もう一つあるんですね。今度は発電した後の高レベル放射性廃棄物を処理するコストがあるわけです。それを日本の国内で発電は続けてますが、日本の国内では処分できる場所は全くないんですよ。今、その処分ができる場所を探すという名目のもとに北海道の2カ所で文献調査というのを始めて、さらにその文献調査の結果、一部では適地になりうる可能性があるという話がありますが、この放射性廃棄物というのは、どんなに少なくとも10万年とか、そういう年数を保管しなきゃいけないわけですね。日本列島というのはおそらく10万年とは言わず1万年、2万年のスケールで見た場合には必ず地殻って変動しちゃう、動くんですね。今回の能登半島でもそうですけど、動くわけです。そしたらそこに放射性廃棄物を保管していたら、それが地上に出てきちゃうわけです。そういうことができる場所が

全くないわけです。唯一日本の領土の中でありうるのは、南大東島というのが太平洋プレートの日本海溝の東にある唯一の日本の領土なんですよ、実は。そのところは可能性がゼロではないんですけど、南大東島はそんな大きくないんです。しかも南大東島の海の下の安定地盤は5千メートル下にありまして、5千メートル下から細長形い形で上に上がっているようなところなんで、そこで補完すると言っても海面から5千メートル下までどうやって放射性廃棄物を入れるのかという問題を考えると難しいわけですね。そうすると、今、世界で高レベル放射性廃棄物の保管を考えているところの一つとして、例えばフィンランドなんかで進めていますけれど、ああいうところは少なくとも地殻が1億年とかそういうレベルで動いていないんです。そういうレベルで安定した地盤でそういう意味ではある程度可能性はあるわけなんですけど、日本の近海には全くそういうところはないわけですね。高レベル放射性廃棄物をどこかに持って行って保管するしかない。自分の国で処理できないものを作り続け、増やし続けているということ自体がですね、道義的にどうなのかということもありますし、そのコストというのはべらぼうなものになってくるのですが、その問題に一切触れないままに、実は原発は二酸化炭素を出さないということで、地球温暖化対策として一定の割合で役割を果たさせるということを日本政府は今考えていて、ここ数年連続して、去年GX法案を通して、さらに今年は水素社会推進法案という形でいくつかの脱炭素を水素とアンモニアで進めるということに莫大なお金をつぎ込むようなことをやっているんですね。そういう中で今までも原発に一定の地位を与えているというようなことをするんですけど、基本的には電力自由化の下で本当に正確にコストを発電にかけていくということをやっていくともう原発は全く成り立たないですし、実は石炭火力も相当成り立たないです。今、石炭火力について世界の最先端の北欧レベルの炭素税をかけるとですね、1kwhあたり発電するとき7円とか8円くらいかかるんですね。そうすると大体、今、電力料金というのは1kwhあたりで日本の少し高い所でも20数円なんです。だから20数円のところに7円入ったらもう絶対合わないわけですね。だから発電して売れば売らば常に赤字が発生する、発電事業者には。だから電力自由化をきちんと通していくと、環境に大きな負荷を与えるような発電というのは社会的競争力を失っていくんですね。それを今、経産省の役人が盛んに言っているのは、そうしたら石炭火力発電も原子力も日本の電力市場から自由化によって撤退しちゃうでしょう。そうしたら日本はそれによって電力不足になってやっていけなくなるんじゃないかと。実は原子力ってここ数年で見ると数パーセントしか発電していないので、それが撤退しても全く問題はないというか、特にここ九州などでいくと川内原発と玄海原発が動いているおかげで、春と秋は太陽光発電を相当捨てているんですね。だから原子力発電が動いているが故に太陽光発電が全部使えずに余っているんですよ。政府の計画としては、太陽光発電を少なくとも今の倍にしていこうとしているので、倍に持っていったらですね、原子力発電は、原子力発電の特徴は止められないんですよ。一旦発電を開始したら。だから電力の料金がゼロになろうが発電し続けているわけですね。ですから、まず正常化するためにはまずそう

いう電力源に退場いただく、石炭火力は日本では今も20数パーセントを占めていますけれど、今、世界の趨勢を見るとですね、ドイツ、イギリス、スペインという国は基本的にはいわゆる再生可能エネルギーは大体45パーセントなんです。間もなくそれが2030年までにはおそらく6割から7割くらいになるだろうと言われている。そうするとそれで相当行けちゃうわけなんです。日本の場合は、今、水力を除く再生可能エネルギーは多分ここで12、3パーセントくらいになっているんですけど、相当低いですよ。水力発電も含めて、21~2パーセントくらい。ですからこれが単純に倍になって45パーセントになるのが2030年くらいまでにそれまでにはいくということを目指してはいるわけなんですけど。現実には増やそうと思ってもできなくはないんですけど、増やそうとすると逆に今ある電源とのバッティングが起きるんですよ。基本的には2030年までのスケールで見ると日本の電力需要というのは減るんですよ。明らかに。人口が減るだけではなくて、いろんな省エネ技術も発達しますので減るんです。減る中で、今、再エネを増やしていかなきゃいけないときなんだけど、既にある石炭火力とか、既にある原発とか、そういうのが既にできちゃっていますから、電力会社のほうにしてみるとそういうのを動かさしてくれないと採算が取れないわけですよ。だから本音を言えば、あんまり再生可能エネルギーを増やしてもらっては困るということになっちゃうんですよ。だから、本当にそういうものに退場いただかないといけない。そのためには本当の電力自由化を普通にやってもらってですね。今、政府はなんと石炭火力とか原子力を維持するために「容量市場」というのを導入してですね、そういう安定電源を持っているところにある程度価値を見出して、それを皆で負担しましょうと。今、やっている賠償負担金や廃炉円滑化負担金どころではない制度を導入しようとしているわけですね。常になんかこうおかしなものを導入してやろうとしている。それはもう明らかに電力自由化の考え方に反するわけですけども、そういうことをやろうとしている。それを国家レベルでやっているのは多分先進国では日本だけなんですけど。日本はそういうことをどんどんやっていますね。率直に言うとフランスを除く先進国の中で言うと、これだけ再エネが進んでいないのは日本くらいなんですけど。国家によってはノルウェーとかあそこは水力がたくさんあるので、あとアイスランドとか、もうほとんど再エネでやっちゃっているところもあるんですね。国家レベルで見ると。アイスランドは地熱と水力でほとんど100パーセントいっちゃうんで。そういうところがあるのに、日本もポテンシャルはたくさんあるわけなんです。いろんな意味でですね。地熱だってやろうと思えばできるんですけど。そういうものがちゃんと活かされずにやっちゃっているところがあるので極めて残念です。だからそういうことをちゃんとやっていけばできる話なんですけども、それを防ごうとする力が非常に強くて。だからこの裁判というのは、結局そういうものを維持するための、本当は入れてはいけない送配電費用の中に違うものを入れ込んでいる。そういう意味ではこういうことの前例を認めてしまったら、どんどん同じことをやるわけですから。どんなことでもここにぶち込めばお金を取れちゃうということになるので、まず差し当たって、皆がなんとなく同意しそ

な賠償負担金、福島の人、可哀そうだからお金負担しましょうよ、皆でと、そして誰も反対しないだろうし。ということで入れちゃうわけなんですよ。そういうことが非常にずるいんだと思うんですけど。そういうものの裏にある狙い、これでまず突破口を開いて、次にもっと大きな負担をさせていくということにつながる話なので、そここのところも含めてどういうふうにしていくのかということをよく考えていかないといけない。というふうな話なんだと思うんですね。やっぱりきちんと考えて制度設計していけばもっと優れたものが出来上がるはずなんですよ。もっと小さい話を言うと、日本で家の断熱と、ということも先進国の中で非常に進んでいない国なんですよ。日本の国内で世界のレベルで行っているのは多分北海道くらい。北海道は寒いからなんですけど、北海道は結構進んでいるんですよ。だから実は日本の国内でちゃんと調査したんですよ。冬の時期に家に住んでいて一番暖かい土地はどこかっていうと北海道なんですよ。北海道以外のところではですね、皆寒くて震えているんですよ。家の中に入って。北海道に行くと皆暖かいんですよ。今、ドイツでもイギリスでもそういうのが世界水準ですよ。世界水準の中で日本は遅れちゃっている。本当に今ニセコで断熱の住宅を作ってそこに人が入っていくんですけど、今、ニセコの断熱性能の非常に高い家の1ヵ月の電気代って5000円。あれだけ雪が降って冬は寒い所なんだけど、暖房器具を建物の中に1個だけおいておけば、それだけで全部できちゃうんです。基本的に窓は3重サッシです。3重サッシでアルミは使わずに全部樹脂で断熱していくっていう。それで壁なんかも高气密にしてやっていくんです。そうすると本当に単に電気を使わないだけじゃなくて。いいですよ。要するに朝起きて部屋が寒くないですからね。お風呂に入って寒くないですからね。だから健康にいいんですよ、断熱がちゃんとできている家は。よく言うのがね、断熱したら夏場暑くなるんじゃないのかと。逆ですよ、夏は涼しいですよ。夏は涼しくて、冬は暖かいので、本当にそういうところをちゃんと見ると何で日本の家はこういうふうにしらないのかなと思いますけれど、そうしたら電気消費量がダントツに減ってくるんですよ。それがまた電力自由化を支える一つの原動力にもなりうるんですよ。その断熱を進めること自体がね。電力自由化によってもまた進められるんですけど。メカニズムを説明するとそれだけで30分くらい経っちゃうんで、これ以上は言いませんけど。電力自由化を進めると断熱も進むんですよ、実は。簡単に言っちゃうとね、電力自由化を進めるとマイナス電気料金というのが出てくるんです。だから電気が安くなる時は電気を買うと電気代がもらえる。消費者のほうがお金をもらえるんですよ。そうすると消費者は自分の使う電気量を減らしたらその電気を全部蓄電しちゃえばいい。それで夜間の電気とか、そういうのに使えばいいわけです。それで余ったら今度は外部に売りに出すことができる、消費者から。その時間帯によっては。一旦自分が蓄えたものを。蓄電池を買うのにお金がかかるのでしょってそれは全部売ったもので賄えますから。自分が使う電気を減らせば蓄電して人に売って、収入になりますから。そうしたら本当に電力自由化によって全体としての電気消費量が、電気の事業体系が変わるんですよ。劇的に変わると思うんですよ。世の中の流れというのが。そしたら再エネで全然やっ

ていけるんですよ。そう夜間にやたらと発電する原子力発電とかいらないんですよ。もう邪魔でしかないんですよ。そんなようなものは。だから、本当にそういうようなことにすればいいのに、そういうふうにしちゃったら困る人がいるんですよ、誰か。誰が困るかって言うのは、既に原子力発電を作って持ちちゃっている人。石炭火力発電所を作って持ちちゃっている人。持ちちゃっている人はその自分たちが持っている資産をフル活用しないと全部損失になるんですよ。損失になったら困るわけですよ。発電事業をやっている電力会社が立ち行かなくなるんじゃないか。そういうことを考えるんですよ。でもそこは一旦切り離れたほうがいいんですよ。それでうまくいかないんだったら、政府がお金を投入しても救済しちゃってそういうのをいったん止めてもらえばいいんですよ。そういう事業は。それをうまく延命させるためにどうのこうのとか言っているからだめなんです。そこを転換の転換がかかってくる。そういうことだと思うんですけど、なかなかそういうところまで詰めて議論するということがなかなかできて来なかったところもあって、やっぱりそういうことを皆で考えて提案して制度を変えていくということをやっているといかないといけないという事態になっているのかなというふうに思っています。そういうことで、この訴訟は一見すると、賠償負担金と廃炉円滑化負担金の問題だけをやっているように見えるのだけれども、実はその広がりを見ると非常に大きな問題を提起しているのだということを理解していただきたいと思います。

進 行 ありがとうございます。それでは最後、日高代表理事、お願いします。
日 高 本当に今日は皆さんありがとうございます。皆さんの意見感想をお聞きすることができて、力強いな、みんなで向かっていけそうだなと思いました。まだ知らない方もたくさんいるなということが思いましたし、この署名をきっかけにいろんなことに気づいてくださる方もたくさんいるのではないかと思います。またこの場に誘えていない人たちもまだたくさんいるなということを感じました。今日、この場に来てここで感じたことを、ぜひ隣の方、ご家族、知り合いの方、それぞれの単協に持ち帰っていただいてお伝えしていただきたいなと思います。私も伝えていこうと思います。また、次回6月にありますので、たくさんの方と一緒に見守りながら進めていけたらと思いました。これからもどうぞよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

進 行 ありがとうございます。それでは、最後に、グリーンコープでんきからですが、まだグリーンコープでんきにご加入されていない方は、グリーンコープでんきへのご契約をお願いしたいと思います。本日は長い時間になりましたけれど、ありがとうございました。

以上